

東日本大震災からこれまでの文化芸術分野の取組

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から、これまでの間の文化芸術分野の被害状況、復旧・復興に向けた取組状況、今後の課題について概括すれば、以下のとおりである。

I 文化芸術分野の被害状況

1. 国指定等文化財の被害状況(平成24年3月1日現在)

○被害件数:744件(1都18県)

国宝	重要文化財	特別史跡	史跡	特別名勝	名勝	天然記念物	重要な伝統的建造物群保存地区	重要有形民俗文化財	その他(登録文化財等)	小計
5	160	6	90	5	17	16	6	4	445	754

※重複指定があるため、合計は一致しない。

○被害を受けた主な文化財

- ・国 宝:瑞巖寺庫裏及び廊下(宮城県)(漆喰壁に一部崩落・亀裂)
- ・国 宝:阿弥陀堂(福島県)(扉周りに軽微な破損)
- ・特別名勝:松島(宮城県)(各所で地震及び津波による被害)
- ・特別名勝・特別史跡:毛越寺庭園(岩手県)(庭園に配置している立石の傾斜)
- ・特別史跡:江戸城(東京都)(石垣等一部崩落)

2. 文化会館等の被害状況(平成24年3月1日現在)

○被害のあった施設:290施設(1都15県)

青森県(3施設) 岩手県(19施設) 宮城県(39施設) 秋田県(2施設)
 山形県(11施設) 福島県(42施設) 茨城県(42施設) 栃木県(22施設)
 群馬県(4施設) 埼玉県(35施設) 東京都(20施設) 千葉県(27施設)
 神奈川県(11施設) 新潟県(7施設) 長野県(1施設) 静岡県(5施設)

○主な被害

- ・ホール天井の落下・破損
- ・舞台設備の破損
- ・壁、ガラスの破損
- ・給配水管等の破損 等

3. 公演等への影響

東日本大震災の影響により、公演や展覧会等にも中止や延期等が生じた。

(1)公演の中止・延期

- ・社会状況から判断しての自粛
- ・会場の損傷
- ・交通機関の十分な確保が困難
- ・海外アーティストの来日中止 等

(2)展覧会等の中止・延期

- ・広島県立美術館「印象派の誕生」展
- ・山梨県立美術館「モーリス・ドニ展」
- ・豊田市美術館「ジョルジョ・モランディ展」
- ・三井記念美術館「北斎展」
- ・横浜美術館「プーシキン美術館展」
- ・東京国立博物館 特別展「写楽」
- ・損保ジャパン東郷青児美術館「アルプスの画家 セガンティーニ ―光と山―展」
- ・東京富士美術館「地上の天宮 北京・故宮博物院展」

- ・群馬県立近代美術館「皇帝の愛したガラス展」
- ・福島県立美術館「ベン・シャーン クロスメディア・アーティスト」展 等

Ⅱ 文化芸術分野の復旧・復興に向けた取組状況

1. 文化庁長官メッセージの発出

文化庁長官から国民に対しメッセージを発出。

- ・「東北地方太平洋沖地震被災文化財の救援と修復に協力を」(平成 23 年 4 月 1 日)
- ・「当面の文化芸術活動について」(平成 23 年 4 月 12 日)
- ・「東日本大震災から1年を迎えて」(平成 24 年 3 月 11 日)

※上記のほか、文化審議会会長から文化庁長官に対し意見書が提出された。

- ・「文化芸術分野の東日本大震災からの復興に向けて」(意見)(平成 23 年 6 月 14 日)

2. 被災文化財の調査・復旧等

①文化財被害状況調査

- 各教育委員会からの要請に基づき、文化庁の文化財調査官を派遣。被災した文化財の状況把握、修理・復旧等について指導・助言を実施。
- 調査件数:250 件(9県)(平成 23 年 8 月 10 日終了)

②文化財レスキュー事業(東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業)

- 被災した文化財のうち美術工芸品等(動産)を緊急に保全するため、それらの救出、応急措置、博物館等における一時保管を実施。
- 宮城県を中心に、石巻文化センター、陸前高田市立博物館、歌津魚竜館等でレスキュー活動を実施。延べ 4,926 人が参加。(平成 24 年 4 月 1 日現在)

③文化財ドクター派遣事業(東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業)

- 被災した文化財のうち建造物を対象に、現地に調査員(文化財ドクター)を派遣し、建造物の被災状況の調査、応急措置及び復旧に向けての専門的な技術的支援等を実施。
- 11 県 198 市町村に調査員(延べ 467 人)を派遣。(平成 24 年 4 月 1 日現在)

※上記②及び③の事業については、1. の文化庁長官メッセージにより、公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団を窓口として集められた寄附金も活用(平成 24 年 4 月 1 日現在の累積寄附金額 2 億 7 千万円超)。

④被災文化財の修理・復旧

- 被災した国指定等文化財について、国宝重要文化財等保存整備費補助金により修理・復旧すべく、平成 23 年度当初予算を活用するとともに、第 3 次補正予算において 32 億円を計上、交付決定済。平成 24 年度予算においても 19 億円を計上。

3. 復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱い

- 復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、復旧・復興と埋蔵文化財保護の両立を図るため、発掘調査の範囲を限定するなど弾力的な取扱いを認めることや、限られた発掘調査期間の中で発掘調査が完遂できるよう、発掘調査の弾力的な運用に努めることについて関係都県等教育委員会に通知(平成 23 年 4 月 28 日付け、平成 24 年 4 月 17 日付け文化庁次長通知)。
- 復旧・復興に伴う埋蔵文化財発掘調査については、「復興交付金」の対象事業として全額国費で実施。
- 震災復興の迅速な埋蔵文化財発掘調査に対応するため、文化庁より全国の都道府県等教育委員会に協力を依頼。各教育委員会の協力により、平成 24 年 4 月から 20 名の埋蔵文化財専門職員を岩手県・宮城県・福島県に派遣し、被災地の復興事業の進捗状況を鑑み、追加派遣を要請予定。

4. 特別名勝松島に関する取組

- 特別名勝松島の指定地内における建物の建設等に係る柔軟な対応が求められた。
- 震災復興に伴う保存管理の在り方については、管理団体である宮城県が設置し、関係市町及び文化庁が参加する検討会で検討を行い、平成 24 年 1 月 25 日に最終報告が取りまとめられた。本最終報告を踏まえて、個々の現状変更の案件について対応する予定。

5. 文化施設の復旧

- 平成 23 年度第 1 次及び第 3 次補正予算に計上された公立社会教育施設災害復旧費補助金により、東日本大震災によって被災した公立文化施設の復旧を平成 24 年度も引き続き実施(第1次補正予算:87 億円の内数、第3次補正予算:329 億円の内数)。(平成 23 年度予算を一部繰り越し)
- 現在、災害復旧事業に係る現地調査を実施し、公立文化施設の復旧のための事業計画を確認。(申請予定件数 114 件のうち、89 件が確認済。(平成 24 年 5 月 1 日現在))

6. 子どもの文化芸術体験の充実(次代を担う子どもの文化芸術体験事業(派遣事業))

- 子どもたちが健やかに過ごし、安心できる環境の醸成を図るとともに、円滑な地域の復興に資するため、東日本大震災復興支援対応として、被災地の学校、避難所の子どもたちに、文化芸術活動を提供する事業を実施。
- 事業実施主体となる被災地の県及び政令指定都市の実行委員会(被災自治体、文化芸術関係団体等で組織)において実施希望校等の募集を行い、9 月より芸術家の派遣を開始。(岩手県、宮城県、福島県、栃木県、仙台市において合わせて 459 件を実施。(平成 23 年度))

平成 24 年度においても東日本大震災復興支援対応として事業を実施予定。

7. 文化芸術による復興推進コンソーシアム

- 行政機関、芸術家、芸術団体、文化施設、助成財団等が分野の枠を超えて連携協力し、文化芸術を通じた被災地の復興支援活動を展開するため、(社)全国公立文化施設協会及び(社)日本芸能実演家団体協議会を共同事務局とするコンソーシアムを平成 24 年 5 月に設立。
- コンソーシアムの立ち上げに先立ち、平成 24 年 3 月 13 日にコンソーシアムの設立記者会見及びシンポジウムを東京国立博物館において開催。

Ⅲ 今後の取組

「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定)に記載されている以下の取組などを引き続き進めるため、平成 24 年度予算において必要経費を計上している。これらを通じて、今後とも被災地をはじめ日本全体の創造的復興に向けて息の長い取組を進めていく。

- ・迅速な埋蔵文化財調査を可能とする体制整備
- ・文化財等の修理・修復
- ・伝統行事や方言の復興への支援
- ・被災した博物館・美術館等の再建支援
- ・地域を元気づける文化芸術活動に対する支援
- ・芸術祭・音楽祭等のイベントの開催支援 等